

公示送達書

税第469号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでないので、地方税法第20条の2第1項の規定により、公示送達します。

これらの書類は、総務部税務課において保管してありますから、申出があればいつでも交付します。

令和8年9月29日

石川県知事 山野 之義



公示送達する 書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	摘 要
地方税法の規定による書類 (税第469号)	福島 公一 以下32件（別紙のとおり）	
備考 上記の書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があつたものとみなされます。		



送達を受けるべき者の氏名又は名称

[illegible]